

《参考》

学校規模に関する関係法令〔抜粋〕

◆ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）

（学級数の標準）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（同第 79 条により、中学校に準用）

◆ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。

2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 項又は第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。

◆ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（昭和 33 年法律第 116 号）

（学級編制の標準）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編成するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の一学級の児童又は生徒の数の標準は、次の表の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人
	二の学年の児童で編制する学級	16 人（第一学年の児童を含む学級にあっては、8 人）
	学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級	8 人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40 人
	二の学年の生徒で編制する学級	8 人
	学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級	8 人

《参考》

学校統廃合に関する通達（概要）

◆ 昭和 31 年 11 月 17 日付 文部省事務次官通達

(1) 学校統合の基本方針

- ① 国及び地方公共団体は、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- ② 将来の児童生徒数の増減の動向を十分考慮して計画的に実施すること。
- ③ 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであって、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

(2) 学校統合の基準

- ① 小規模校を統合する場合の規模は、概ね 12～18 学級を標準とすること。
- ② 通学距離は、通常の場合、小学校 4 k m、中学校 6 k mを最高限度とするが、地勢、気象、通学等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した基準を定めること。

◆ 昭和 48 年 9 月 27 日付 文部省初等中等局長、文部省管理局長通達

学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。

また、小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。